

■高齢者生きがい福祉施設使用料の改定について

1 市の使用料改定の基本的な考え方

本市における使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより本来設定すべき金額とのかい離が生じてくる可能性もあることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」において、定期的な料金見直しのサイクルを「概ね3年ごと」と定めています。

平成29年4月の前回改定時から5年が経過し、この間に消費税率の引き上げ等、維持管理コストが増加していることから、実態調査を踏まえた改定を行うこととしました。

施設使用料の改定にあたっては、①原価計算方式によるコスト算定、②行政負担と受益者負担の負担割合の明確化、③受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定、原則として現行料金の1.5～2倍（最大100%アップ）まで、④定期的な料金見直しサイクルの確立（概ね3年ごと）という事項を基本としています。

2 使用料改定案

市の施設の使用料改定（案）のうち、高齢者支援課が所管する下記3施設の使用料改定（案）は以下のとおりです。いずれの施設も浴室の利用料金となっています。

（単位：円）

名 称	現行料金	改定案	改定率	考え方
花川北憩の家	100	200	100%	料金改定後14年が経過し、維持コストが増加していることから、類似施設との整合性を踏まえ、200円に改定する。
厚田憩の家	100	200	100%	
横町寿の家	100	200	100%	

3 改定案の実施時期

令和4年4月1日施行とする。

4 改定案の審議について

施設使用料改定案については、「使用料、手数料等審議会」へ諮問されており、7月14日までパブリックコメントが実施されました。

5 参考（高齢者生きがい福祉施設の状況）

【憩の家】

名 称	住 所	電話番号
花川北憩の家	花川北6条1丁目41番地1りんくる内	72-8181
厚田憩の家	厚田区厚田6番地29	78-2852

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00

入 浴：月曜日から土曜日 10：00～15：00

（厚田については、木曜日の10：00～14：00のみ）

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

利 用 料：100円

【寿の家】

名 称	住 所	電話番号
横町寿の家	横町46番地	62-4372

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00

入 浴：月・水・金曜日の11：00～15：00

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

※望来寿の家については6月から当面の間休館